

議 第 3 号 議 案

富士見市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
富士見市議会会議規則（昭和53年議会規則第1号）の一部を改正する規則を別紙
のとおり制定する。

令和5年3月20日提出

富士見市議会議長 齊 藤 隆 浩 様

提出者 議会運営委員会委員長 田 中 栄 志

提 案 理 由

新たに設置する広報広聴委員会を地方自治法第100条第12項に規定する協議等の場として位置付けるため、富士見市議会会議規則の一部を改正したいので、富士見市議会会議規則第13条第2項の規定により、この案を提出します。

富士見市議会会議規則の一部を改正する規則

富士見市議会会議規則（昭和53年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第165条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
広報広聴委員会	議会の広報及び広聴に関する協議を行うため	広報広聴委員会委員	広報広聴委員会委員長
災害時対応検討委員会	災害時の議会对応等に関する協議を行うため	災害時対応検討委員会委員	災害時対応検討委員会委員長

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。